

◎三十三番（今井久敏君）公明党の今井久敏です。一般質問最後の登壇でございますので、質問の重複は御容赦いただき、質問させていただきます。

公明党は、本格的な超高齢社会の到来を見据え、重点政策を掲げ、取り組んでおります。その一つが幸齢社会の実現です。

二〇二五年、六百五十万人の団塊の世代が七十五歳を迎え、二〇四〇年には高齢人口のピークを迎え、既に始まっている人口減少は十五から六十四歳の生産年齢人口に顕著にあらわれていることは皆さん御承知のとおりであります。

こうした中、年齢を重ねても健康寿命や活動寿命を延ばし、一人一人が生き生きと暮らし、活躍できる社会を構築することが重要との問題意識から、幸齢社会と表現しています。

実現に向けた施策の柱として、認知症施策の推進、介護サービスの充実、がん対策の強化、生活習慣病対策の強化、住みよいまちづくり、地域公共交通の確保、高齢者の移動手段の確保と安全運転支援等を強力に進めていくところであります。

このような視点も踏まえ、以下質問をいたします。

初めに、新たな福島県総合計画の策定についてであります。

福島県総合計画は、「夢・希望・笑顔に満ちた・新生ふくしま」を基本目標に、福島県復興計画の目標年度である令和二年度を目標年度にしており、目標達成に向けた着実な取り組みが重要であります。

一方で、復興・創生期間後も継続して取り組まなければならない課題や社会情勢の変化により生じる課題に的確に対応し、福島の未来を創造するため、新たな福島県総合計画を策定する必要があり、策定に際しては、イノベーション・コースト構想の具体化による新産業創出や外国人人材の受け入れ、新たなうつくしま、ふくしま知的財産戦略の策定、無線移動通信技

術の高速化に対応するための基盤整備、AI（人工知能）戦略の策定、公共事業へのICTのさらなる活用、食品ロス削減の推進、廃プラスチック問題への対策、地球温暖化の影響への対策等の新たな課題への対応を盛り込むことが求められます。

そこで、新たな福島県総合計画の策定にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

次に、UIJターンの促進について伺います。

人口減少社会に突入した本県にとって、定住・二地域居住を進めるためには、本県出身や本県に関心を寄せてくれる方への愛着の醸成や情報発信が重要であります。

兵庫県では、県ゆかりの人や関心を持つ人にひょうごeー県民証を発行し県外県民になってもらい、各種特典の付与や情報発信を通じてUIJターンを進める取り組みを行っております。

具体的には、六百円相当のポイントを付与した県民証を無料発行し、コンビニやスーパーなどで利用でき、ポイントもたまり、利用額に応じて企業版ふるさと納税として楽天Edyから県に付与され、またeー県民証アプリを使って登録市町の地域情報やクーポンなども配信、さらに兵庫県はスマートフォン向けアプリ、スマートニュースと連携し、アプリ内で兵庫県チャンネルを登録すると、県のホームページに掲載されている記者発表資料の情報が表示されるサービスも始められる予定と聞いております。

また、国では今年度から地方創生推進交付金を活用したわくわく地方生活実現政策パッケージの移住支援事業により首都圏からのUIJターンを強化しています。

こうした状況を踏まえ、兵庫県の取り組みも参考にしつつ、県ゆかりの人や関心を寄せてくれる方に対し本県への愛着を醸成しながらUIJターン

を促進するためには、ふるさと情報や移住に向けた国の支援制度などの情報発信が重要になってくると考えます。

そこで、県はUIJターンの促進に向け、どのように情報発信していくのかお尋ねをいたします。

次に、高齢者の交通事故防止についてであります。

本年四月に東京池袋で母子が死亡した暴走事故など、高齢者の自動車運転による痛ましい事故が続いております。

先月、政府は喫緊の課題として、高齢運転者の安全運転支援や免許を返納した場合の日常生活支援などで対策を講じる方針を示しました。高齢者が安全に運転できるようにするため、どうすればよいのか、迫りくる高齢社会に国を挙げて取り組むべき大きな課題でもあります。

二〇一八年警察庁交通局資料によれば、七十五歳以上高齢者ではアクセルやブレーキの踏み間違いが三一％と最も高くなっており、これら事故防止に向けて提唱されていることに運転教育があります。

教官が同乗しての実車によるトレーニングが有効とされ、国立長寿医療センターでは認知症予備軍であるMCIの高齢者を対象に実車トレーニングを実施した結果、安全運転技能の向上と効果が一年以上保持されたと報告しています。

七十歳以上の免許更新時の高齢者講習の充実や七十五歳以上の認知機能検査と同様に運転能力検査の数値化が求められております。他方、高齢者が運転を中止した場合、生活範囲の縮小や心身機能の低下を招き、要介護状態の危険が八倍になることも指摘されています。

また、高齢運転者対策として本年四月から県警の福島運転免許センターに医療系専門職の非常勤職員一名を配置し、高齢運転者等の運転適性相談受理や助言指導等を行っていると聞いております。

本県においても、安全なドライバーをふやすことと並行して、香川県のよ
うに、県独自に安全な車、安全運転サポートカーの普及や後づけ安全運転
支援システムへの購入補助制度の創設を目指すなど、国へも強く働きかけ
つつ、ソフト、ハード両面から高齢運転者の事故防止に向け、より強力に
推進されることが望まれます。

そこで、県は高齢運転者による交通事故の防止にどのように取り組んでい
くのかお尋ねをいたします。

続いて、緊急消防援助隊について伺います。

消防の広域応援部隊である緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を
踏まえ、平成七年に創設され、これまでに東日本大震災や平成三十年七月
豪雨など計三十八回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行って
きました。

消防組織法に基づき、総務大臣が定める緊急消防援助隊の編成及び施設の
整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）において、隊の規模
や編成、車両の整備計画などを定めており、おおむね五年ごとに改定して
きています。

全国における緊急消防援助隊の登録隊数は二〇一八年四月一日時点で五千
九百七十八隊ですが、総務省消防庁は二〇一九年度から五年間で六
千六百隊、二万七千人規模にふやすとされています。

この増隊で、近年多発する豪雨災害を踏まえ、水難救助資機材を装備した
津波・風水害対策車のほか、重機を各都道府県に最低一台配備し、被災地
で他の部隊と連携して活動できるようにした土砂・風水害機動支援部隊の
新設や、二〇二〇年の東京五輪パラリンピックなどの大型イベントにおけ
る生物化学兵器等を用いたテロに備え、化学剤検知器や除染テントを積ん
だ車両から編成されるNBC災害即応部隊も新設するとしております。福

島県はいまだ有事との認識から、我が県における体制強化を急ぐべきと考えます。

そこで、県は緊急消防援助隊の増強をどのように進めていくのかお尋ねをいたします。

次に、自動車運転代行業の適正化についてであります。

六月六日、全国運転代行協会県支部は県庁にて記者会見し、県に対し、代行業者の業務適正化に向けて指導強化を求める要望書を県に提出しました。また、違法業者に客が集まっている影響で、適正営業している業者の経営が困難となっているとの窮状も訴えました。これに対して、県は七日、国に処分基準の明確化を要望し、違法業者対策の強化に乗り出すとも報じられていました。

そもそも代行業者の車に乗せるタクシー類似行為や損害賠償責任保険への未加入、代行者であることを示す表示なし違反、二種免許なし営業等々、県内業界は無法地帯との指摘が物語っています。当然事故も起こっており、保険未加入業者が客の車を破損して弁済できずに行方不明、客は泣き寝入りなど、悪質な違反も発生している現状です。

ユーザーサイドのモラルの問題も含んではいますが、前述した保険未加入や無資格営業など、徹底した取り締まりを実施すべきであります。協会は、平成二十七年、国から県に権限がおりていることから、厳しく対応することを求めています。一向に改善されない状況は早急に正すべきであります。

そこで、県は自動車運転代行業の適正化にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、食品ロス対策についてです。

まだ食べられるのに捨ててしまう食品ロスの削減を目指す食品ロス削減推

進法が議員立法で五月二十四日、参院本会議において全会一致で可決成立しました。政府や自治体、企業の責務のほか、消費者の役割を定め、国民運動として問題解決に取り組むよう求めています。公布後六カ月以内に施行されます。

農林水産省及び環境省の推計値によりますと、国内で二〇一六年度に廃棄された食品は約二千七百五十九万トンで、このうちまだ食べられたものは約六百四十三万トンにも上ります。

同法は、政府に対し食品ロス削減推進の基本方針を定めることを義務づけ、都道府県と市町村には削減推進計画を策定し、対策実施の努力義務を課すとして、消費者や事業者に対する普及啓発、食品ロス削減の功績者を表彰、また国や自治体は企業から譲り受けてまだ食べられる食品を生活困窮者らに提供するフードバンク活動を支援することも盛り込まれています。事業者は、国や自治体の施策に協力し、削減に積極的に取り組むとし、消費者も食品の購入や調理方法を改善するなど自主的に取り組むとしています。

この法律では、食品ロスの問題が国連の持続可能な開発目標SDGsで言及されるなど国際的な重要課題で、食品の多くを輸入に依存している日本として真摯に取り組むべき課題であることを明確にしています。今後本県における食品ロスの対策が県民運動として強力に推進できるよう、計画策定を含め、積極的に取り組む必要があると考えます。

そこで、県は食品ロスの削減にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、液体ミルクの災害備蓄品への導入について伺います。

液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がなく、開封して哺乳瓶に移しかえればすぐに赤ちゃんに与えることができ、赤ちゃんにとって必要なビタミンやたんぱく質など母乳に近い栄養素が含まれており、常温

で約半年から一年間保存が可能と言われております。

厚生労働省は、液体ミルクの規格基準の策定に向けた議論を行い、昨年八月に販売を解禁する改正省令が施行されました。内閣府も男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針を一九年度に改定する方針で、災害時乳幼児への早期に必要な物資として、粉ミルク用品などに加えて液体ミルクの明記を検討しているところです。

海外では、欧米を中心に普及が進んでおり、缶や紙パックなどに詰められて販売され、吸い口を容器に直接取りつけられる商品もあります。また、災害時にはストレスや疲れで母乳が出にくくなる場合がありますが、液体ミルクであれば、お湯を沸かしたり水がなくても簡単に授乳でき、災害時に赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養素になると期待されています。

液体ミルクは、消費者が使いなれていないため、安全性などに不安を抱くことが予想されることから、県は全市町村で実施される乳幼児健診や防災訓練などを通して積極的に紹介するなど、全県域で災害備蓄品に液体ミルクが早急に整備されるよう働きかけを求めます。

そこで、災害に備え、液体ミルクを備蓄する必要があると思いますが、県の考えを伺います。

次に、子供の見守り活動による安全確保について伺います。

本年五月に川崎市多摩区でスクールバスを待つ小学校の児童等を含む多数人を殺傷するという余りにも残忍で痛ましい事件が発生しております。幼い子供たちまでもが被害に遭ったことに強い憤りを禁じ得ません。犠牲者の御冥福を祈るとともに、けがをなされた方々や心に大きなストレスを受けた方々の一日も早い回復を願うばかりです。

本県においても、類似事件が発生しないように早急に通学路の合同点検を実施するとともに、登下校時の防犯対策や子供の見守り活動を実施してい

かなければならないと強く感じております。

やはり犯罪を未然に防ぐためには、地域が一体となった地域力の向上が重要であり、自治体や警察、学校、PTA、地域防犯ボランティア、住民等のさらなる連携を図る必要があります。

本県としても、子供の安全確保に向けて全力で取り組み、子供たちの命を守り、子供たちの不安を取り除く環境を一日も早く体制を構築するよう強く求めるところです。

そこで、県警察は子供の見守り活動による安全確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

次に、自転車の安全利用について伺います。

環境に優しい交通手段で、身近で身軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は約七千二百万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。そのため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることはありません。

自転車がかかわる事故は、総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると年間約二千五百件で横ばいが続いており、事故を起こした自転車運転者の約四割が二十歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されているところです。

最近では、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約九千五百万円の支払いを命じるなど高額賠償の判決が相次いでいても、保険への加入は十分に進んでいないのが現状です。一七年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち保険に加入していた加害者は六割にとどまっています。

また、自転車保険は加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大一億円程度の個人賠償責任補償が主流となって

おり、低額の費用で手厚い補償が得られます。しかし、保険に未加入だったために高額な賠償金が払えなければ、被害者は十分な補償を受けられず、泣き寝入りするケースもふえてきています。

条例制定は、都道府県政令市レベルで二十六を数えており、本県においても兵庫県や福岡県のように自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定し、県民の自転車保険への加入を推進すべきと思います。

そこで、県は損害保険の加入促進も含めた自転車の安全利用にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

最後に、教職員の倫理観について伺います。

先月、県南地方の中学校教諭が授業中にいじめを呼びかける不適切な内容を黒板に書いたことにより懲戒処分となりました。我が会派にも県民から厳しい意見が寄せられております。

本件について、処分された教諭は軽率な行動であったと述べておりますが、黒板に書かれた生徒はその後不登校となり、卒業式にも出席しなかったとのことであり、軽率で済まされる問題ではありません。

県教育委員会においていじめ根絶と防止対策に取り組んでいる最中にこのような事案で処分される教職員がいることは、教育への不信感を深めかねず、憂慮すべき問題であり、私は原発事故に伴ういじめを受けてきた本県児童生徒を守り育てる教師の役割と使命はまことに大きいと考えています。

教育にかかわる教育者には、当然高い倫理観を持って児童生徒個々の立場に寄り添う優しさを兼ね備えていることが求められており、今回の事案は教育に信頼を寄せる県民を裏切るものであり、児童生徒や保護者が教育への不信と不安を募らせることとなり、教職員の倫理観が問題であると考えます。

そこで、県教育委員会は教職員の倫理観を高めるためにどのように取り組

んでいるのかお尋ねいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

◎議長（吉田栄光君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）今井議員の御質問にお答えいたします。

新たな総合計画の策定についてであります。

震災と原発事故から八年、明るい光が強まりを見せてまいりましたが、復興の進展とともにさまざまな課題が顕在化するなど、本県はまだまだ有事の状況にあるほか、少子高齢化等の構造的な要因による厳しい人口減少も続いており、この未曾有の複合災害からの復興と人口減少を克服していく必要があります。

私は、切れ目なく着実に復興・創生を進めていくため、令和三年度以降を計画期間とする次期総合計画の策定に着手することといたしました。策定に当たっては、これまでの取り組みを検証し、住民の皆さん、市町村、県議会の御意見をしっかりと伺うとともに、AIやIoTなど先端技術を産業や社会生活に取り入れて人間中心の社会を実現するSociety 5.0の視点やSDGsとの整合性など、新たな時代の流れや社会情勢の変化も的確に捉えたものとなるよう丁寧に検討を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

緊急消防援助隊の増強につきましては、生物化学兵器等に対応するNBC災害即応部隊は今月から既に運用が開始されており、また土砂・風水害機動支援部隊は来年四月の運用開始を目指し、消防庁及び県内消防本部と車

両等の配備に係る調整を行っているところであります。

県といたしましたは、今後とも県内消防本部と連携を図りながら、緊急消防援助隊の増強に努めてまいります。

次に、液体ミルクにつきましては、粉ミルクと比べてお湯の準備が不要であるなど、災害時の避難所における乳児への授乳に利便性が高いものと考えております。

一方、現在市販されている液体ミルクは賞味期限が半年から一年間と短く、備蓄後の有効活用に課題があると受けとめております。

そのため、当面は応援協定締結事業者からの支援物資調達の際に積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

(企画調整部長佐竹 浩君登壇)

◎企画調整部長(佐竹 浩君) 答えいたします。

UIJターンの促進につきましては、本県出身者や本県にゆかりのある方々とのつながりを深めながら将来的な移住につなげることが重要であり、一万七千人を超えるふくしまファンクラブ、首都圏から一万二千人を超える方々に参加いただいているふくしま大交流フェスタ、七月に開催する三十歳の大同窓会などあらゆる機会を捉え、本県に思いを寄せる多くの方々に福島の魅力や移住支援策等の幅広い情報を戦略的に発信してまいります。

(生活環境部長大島幸一君登壇)

◎生活環境部長(大島幸一君) 答えいたします。

高齢運転者による交通事故の防止につきましては、県の交通安全運動の重点事項に掲げ、安全運転への意識啓発や安全運転サポート車の機能を体感できる講習会への参加促進を図るとともに、高齢者の移動手段の維持確保に取り組んでおります。

今後は、国が検討することとしている新たな取り組み等も注視しながら高

齡運転者による交通事故の防止に努めてまいります。

次に、自動車運転代行業の適正化につきましては、今月十四日に郡山市において警察と合同で事業者への街頭指導を実施したところであり、今年度は随伴用自動車による利用者運送の禁止や代行保険の適正な更新などについて、法令等に基づく自主点検実施の要請や街頭指導を計画的に行ってまいります。

引き続き、法令等の周知徹底が図られるよう、利用者への啓発も含め、警察と連携しながら運転代行業の適正化に取り組んでまいります。

次に、食品ロスの削減につきましては、県内の小学生がいる家庭に食べ物を大切にすることを学び実践する食べ残しゼロチャレンジ教材の配布を行うほか、食品ロスの削減に積極的な飲食店等を認定し、PRポスターを配布するなど、各店舗の取り組みを支援しております。

今年度は、認定店が行う小盛りメニューに対応した食器の購入に対する補助に加え、食べ切れなかった料理を持ち帰っていたく実証的な取り組みについても新たに支援を行い、食品ロス削減に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、自転車の安全利用につきましては、県の交通安全運動などにおいて街頭啓発やチラシによる広報を行い、交通ルールの遵守やマナーの向上を呼びかけるとともに、自転車も交通事故の加害者となる場合もあることから、損害保険への加入促進を図ってまいりました。

引き続き、警察や関係団体等と連携しながら自転車の安全利用に取り組んでまいります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

教職員の倫理観を高める取り組みにつきましては、先月県内七地区で開催

した管理職対象の協議会において、教職員の責務や高い倫理観の保持について教職員一人一人に指導を徹底するよう指示し、全ての公立学校の服務倫理委員会において具体的事例の当事者の立場になって考える演習型の研修等を行っているところであります。

今後とも、こうした取り組みにより倫理観を高め、教育の信頼回復に努めてまいります。

（警察本部長向山喜浩君登壇）

◎警察本部長（向山喜浩君）お答えいたします。

子供の見守り活動による安全確保につきましては、学校、保護者、ボランティア等と連携を図り、声かけ事案の発生場所や通学路の危険箇所等について情報共有の上、重点的な警戒、見守り活動を実施しております。

加えて、地域の住民や事業者等が日常生活や業務を通じて見守り活動を行うながら見守りを推進し、地域の防犯力の向上に努めております。

今後も関係機関や事業者、地域住民等と連携し、子供の安全確保に努めてまいります。